



災害復興支援状況報告

災害復興支援委員会 副委員長 浜田 真樹

東日本大震災の発生から1年8か月が経過しました。原発事故子ども・被災者支援法は成立したものの、具体化の作業はまだ進んでいません。また、原発ADRや被災ローン減免制度は十分に機能しているとはいえません。政府の復興予算は、復興のためとは言い難い事業にも多くが流れていることが明らかになりつつあります。

このような状況であればこそ、弁護士がそれぞれの避難者に対して支援を行い続け、また避難者とともに活動し続けることには重要な意義があると考えます。

ここでは、当会災害復興支援委員会の本年10月の活動を紹介します。

◆原発事故子ども・被災者支援法についての検討

子どもを含めた被災者への支援のために、この法律の規定をどう具体化していくべきか、委員会内で検討しています。今後、様々な手段で、具体化への提言・要望等を発信していきたいと考えています。

◆相談会・講師派遣など

この10月には、弁護士会主催の相談会等は実施しませんでした。支援団体・当事者団体等の集まりに講師として、または法律相談を受けるために、委員が各地に出向いて活動を行いました。電話相談・面談相談ともあいまって、より多くの相談ニーズをつかむための重要な機会となっています。

◆弁護士会館での無料電話相談・面談相談

この10月から、担当弁護士には事務所で待機してもらおう形に変更しました。担当弁護士には、電話相

談が入れば事務所から架電して相談を受け、面談相談の事前予約があれば弁護士会館に出向いて相談に対応していただくことにしています。10月の相談件数は、電話相談が6件、面談相談が2件でした。

件数としては少なくなってきていますが、今でもなお、「弁護士に相談するのは初めて」という避難者の方からの連絡が入ります。このような方々に対して支援の手を行き届かせるためにも、今後も引き続き無料相談体制を継続していきたいと考えています。

◆ホットネットおおさか主催「避難者がつくる地方公聴会(大阪)」への協力

11月27日(火)に、ホットネットおおさか(大阪府下避難者支援団体等連絡協議会)の主催により、大阪に復興庁担当者を招いて「避難者がつくる地方公聴会(大阪)」が開催されることになりました。当会もホットネットおおさかの事務局団体の一員として、準備作業に関与しています。

◆弁護士会ニュース 編集作業中

恒例の「大阪弁護士会ニュース」は、現在、第14号の編集作業中です。11月中旬の発行を予定しています。

◆原発ADR 関西における第3次集団申立て(原発事故被災者支援関西弁護士団)

当委員会からも多くの委員が参加している原発事故被災者支援関西弁護士団により、第3次となる集団での和解仲介申立てが10月23日に行われました。

申立て人数は10人(4世帯)、申立てにかかる請求総額は1億0537万5997円とのことでした。

原発ADRの実情には多くの問題点がありますが、今後も当委員会は関西弁護士団と連携して、避難者のために活動していきます。